

令和７年度６月補正予算 債務負担行為に係る施工箇所等

【追加】

（単位：千円）

番号	事 項	期 間	限度額	費用支出年度区分		事業費計 ①＋②	施工箇所	理 由
				R 7 年度 ①	R 8 年度 以降 ②			
529	補助道路整備事業 （安曇川今津線）	令和8年度	200,000	81,000	200,000	281,000	高島市新旭町饗庭	ビワイチ工区（高島市新旭町饗庭）は、「ビワイチ」のナショナルサイクルルート指定に伴い、国の制度基準に合致したコースとなるよう自転車通行空間の整備を行うものである。 国内示状況に応じて、令和７年度からの施工が可能となったことから、さらなる事業推進を図るため、債務負担行為により実施したい。
530	補助道路修繕事業 （佐野長浜線）	令和8年度	30,000	10,000	30,000	40,000	長浜市今町	今村橋工区は、橋梁の修繕を行うものである。 河川区域内の工事を予定しており、施工が非出水期に制限されることから、年度をまたいだ工期設定が必要となる。 国内示状況に応じて、令和７年度からの施工が可能となったことから、さらなる事業推進を図るため、債務負担行為により実施したい。
531	補助道路修繕事業 （彦根米原線）	令和8年度	200,000	10,000	200,000	210,000	米原市米原	米原跨線橋工区は、橋梁の修繕を行うものである。 線路を跨ぐ、もしくは近接する工事であり、施工時間に制約を受けることから、適正工期を確保するためには、年度をまたいだ工期設定が必要となる。 国内示状況に応じて、令和７年度からの施工が可能となったことから、さらなる事業推進を図るため、債務負担行為により実施したい。
532	補助雪寒対策事業 （落川高月線）	令和8年度	80,000	10,000	80,000	90,000	長浜市高月町高月	落川・高月工区（長浜市高月町高月）は、消雪施設更新を行う工事である。 冬期降雪時期までに施設を更新するためには、年度をまたいだ工事期間を設定する必要がある。 国内示状況に応じて、令和７年度からの施工が可能となったことから、さらなる事業推進を図るため、債務負担行為により実施したい。
533	補助通常砂防事業 （堂山川）	令和8年度	20,000	5,000	20,000	25,000	甲賀市信楽町牧	本工事は、溪流下流に位置する人家等を土砂災害から守るために砂防堰堤を設置する工事である。 工事に着手するため用地測量を行う必要があるが、用地測量業務においては、地元と調整しながら進める必要があり、適正工期を確保するためには、年度をまたいだ工期設定が必要となる。 国内示状況に応じて、令和７年度からの施工が可能となったことから、さらなる事業推進を図るため、債務負担行為により実施したい。

番号	事 項	期 間	限度額	費用支出年度区分		事業費計 ①+②	施工箇所	理 由
				R 7 年度 ①	R 8 年度 以降 ②			
534	補助通常砂防事業 (前川支流)	令和8年度から 令和9年度まで	200,000	6,000	200,000	206,000	竜王町山面	本工事は、急峻な地形での砂防堰堤工を実施する工事であり、適正工期を確保するためには、年度をまたいだ工期設定が必要となる。 国内示状況に応じて、令和7年度からの施工が可能となったことから、さらなる事業推進を図るため、債務負担行為により実施したい。
535	補助急傾斜地崩壊対策事業 (東沼波地区)	令和8年度	60,000	81,000	60,000	141,000	彦根市東沼波町	本工事は、狭小な現場条件での落石対策工を実施する工事であり、適正工期を確保するためには、年度をまたいだ工期設定が必要となる。 国内示状況に応じて、令和7年度からの施工が可能となったことから、さらなる事業推進を図るため、債務負担行為により実施したい。
536	単独通常砂防事業 (勝山谷川)	令和8年度	50,000	10,000	50,000	60,000	米原市伊吹	本工事は、整備中の堰堤整備にあわせて溪岸浸食を防止する工事であり、適正工期を確保するためには、年度をまたいだ工期設定が必要となる。このことから、債務負担行為により実施したい。
	計		840,000	213,000	840,000	1,053,000		

令和7年度6月補正予算 債務負担行為に係る施工箇所等

【変更】

(単位：千円)

番号	事 項		期 間	限度額	費用支出年度区分		事業費計 ①+②	施工箇所	理 由
					R7年度 ①	R8年度 以降 ②			
102	補助道路整備事業 (国道303号)	補正前	令和8年度から 令和9年度まで	770,000	545,000	770,000	1,315,000	長浜市木之本町木之本	木之本工区（長浜市木之本町木之本）、岩熊工区（長浜市西浅井町岩熊）、弘川・蘭生工区（高島市今津町下弘部）は、通学生の安全を確保するため、歩道の整備を行うものである。 木之本工区は、JRへ施工委託する工事であり、木ノ本踏切およびホームの改修を一体的に行うため、年度をまたいだ工期設定が必要となることから、債務負担行為により実施したい。 岩熊工区は、田畑部と隣接する工事であり、また、弘川・蘭生工区は、用水路の整備を伴う工事である。農繁期を回避して工事を進めるため、年度をまたいだ工期設定が必要となることから、債務負担行為により実施したい。（当初） 国内示状況に応じて、木之本工区、岩熊工区について、さらなる事業推進を図るため、債務負担行為の限度額を増額したい。（変更） 蘭生北生見工区（高島市今津町蘭生～北生見）は、幅員狭小かつ線形不良な区間があり、円滑な交通を確保するために、拡幅整備を行うものである。 国内示状況に応じて、令和7年度からの施工が可能となったことから、さらなる事業推進を図るため、債務負担行為により実施したい。（追加）
		補正後	令和8年度から 令和9年度まで	950,000	713,712	950,000	1,663,712	長浜市西浅井町岩熊 高島市今津町蘭生～北生見 ほか4箇所	
104	補助道路整備事業 (国道307号)	補正前	令和8年度から 令和9年度まで	690,000	345,000	690,000	1,035,000	愛荘町斧磨～松尾寺	斧磨工区（愛荘町斧磨～松尾寺）は、通学生の安全を確保するため、歩道の整備を行うものである。 田畑部と隣接する工事であり、農繁期を回避して工事を進めるため、年度をまたいだ工期設定が必要となることから、債務負担行為により実施したい。（当初） 国内示状況に応じて、さらなる事業推進を図るため、債務負担行為の限度額を増額したい。（変更）
		補正後	令和8年度から 令和9年度まで	720,000	367,000	720,000	1,087,000	ほか4箇所	
107	補助道路整備事業 (国道421号)	補正前	令和8年度	260,000	712,000	260,000	972,000	東近江市佐目町～萱尾町	相谷・佐目工区（東近江市永源寺相谷町～佐目町）、佐目・萱尾工区（東近江市佐目町～萱尾町）は、山間部で幅員狭小、線形不良および異常気象時通行規制区間となっているため、道路の改良整備を行うものである。 事業効果の早期発現や業務の平準化を推進するため、年度をまたいだ工期設定が必要となることから、債務負担行為により実施したい。（当初） 国内示状況に応じて、相谷・佐目工区について、さらなる事業推進を図るため、債務負担行為の期間および限度額を変更したい。（変更）
		補正後	令和8年度から 令和9年度まで	530,000	720,000	530,000	1,250,000	ほか1箇所	

番号	事 項		期 間	限度額	費用支出年度区分		事業費計 ①+②	施工箇所	理 由
					R7年度 ①	R8年度 以降 ②			
108	補助道路整備事業 (国道477号)	補正前	令和8年度	530,000	783,000	530,000	1,313,000	竜王町薬師 竜王町山之上 東近江市下麻生町 ～市子沖町	薬師工区（竜王町薬師）は、交差点の渋滞緩和のため、交差点改良を行うものである。 事業効果の早期発現や業務の平準化を推進するため、年度をまたいだ工期設定が必要となることから、債務負担行為により実施したい。 山之上工区（竜王町山之上）は、通学生の安全を確保するため、歩道の整備を行うものである。 田畑部と隣接する工事であり、農繁期を回避して工事を進めるため、年度をまたいだ工期設定が必要となることから、債務負担行為により実施したい。（当初） 国内示状況に応じて、さらなる事業推進を図るため、債務負担行為の限度額を増額したい。（変更） 下麻生・市子沖工区（東近江市下麻生町～市子沖町）、上野・安養寺工区（近江八幡市上野町～安養寺町）は、通学生の安全を確保するため、歩道整備を実施するものである。 国内示状況に応じて、さらなる事業推進を図るため、債務負担行為により実施したい。（追加）
		補正後	令和8年度	645,000	862,000	645,000	1,507,000	近江八幡市上野町 ～安養寺町 ほか2箇所	
110	補助道路整備事業 (草津伊賀線)	補正前	令和8年度	50,000	72,000	50,000	122,000	甲賀市水口町三大 寺	三大寺工区は、通学生の安全を確保するため、歩道の整備を行うものである。 田畑部と隣接する工事であり、農繁期を回避して工事を進めるため、年度をまたいだ工期設定が必要となることから、債務負担行為により実施したい。（当初） 国内示状況に応じて、さらなる事業推進を図るため、債務負担行為の期間および限度額を変更したい。（変更）
		補正後	令和8年度	100,000	80,000	100,000	180,000		
115	補助道路整備事業 (小浜朽木高島線)	補正前	令和8年度	125,000	192,000	125,000	317,000	高島市安曇川町常 磐木 ほか1箇所	庄塚工区（高島市安曇川町常磐木）は、幅員狭小かつ線形不良な区間があり、円滑な交通を確保するために、バイパスおよび拡幅整備するものである。 田畑部と隣接する工事であり、農繁期を回避して工事を進めるため、年度をまたいだ工期設定が必要となることから、債務負担行為により実施したい。（当初） 国内示状況に応じて、さらなる事業推進を図るため、債務負担行為の限度額を増額したい。（変更）
		補正後	令和8年度	150,000	200,000	150,000	350,000		
116	補助道路整備事業 (甲賀土山線)	補正前	令和8年度	160,000	82,000	160,000	242,000	甲賀市甲賀町鳥居 野 ほか1箇所	鳥居野・小佐治工区（甲賀市甲賀町鳥居野）は、通学生の安全を確保するため、歩道の整備を行うものである。 田畑部と隣接する工事であり、農繁期を回避して工事を進めるため、年度をまたいだ工期設定が必要となることから、債務負担行為により実施したい。（当初） 国内示状況に応じて、さらなる事業推進を図るため、債務負担行為の限度額を増額したい。（変更）
		補正後	令和8年度	325,000	120,000	325,000	445,000		
117	補助道路整備事業 (彦根近江八幡線)	補正前	令和8年度	200,000	110,000	200,000	310,000	彦根市八坂町	ビワイチ工区は、「ビワイチ」のナショナルサイクルルート指定に伴い、国の制度基準に合致したコースとなるよう自転車通行空間の整備を行うものである。 サイクリストの通行が少ない冬季からの工事着工となるため、年度をまたいだ工期設定が必要となることから、債務負担行為により実施したい。（当初） 国内示状況に応じて、さらなる事業推進を図るため、債務負担行為の限度額を増額したい。（変更）
		補正後	令和8年度	210,000	115,000	210,000	325,000		

番号	事 項		期 間	限度額	費用支出年度区分		事業費計 ①+②	施工箇所	理 由
					R7年度 ①	R8年度 以降 ②			
121	補助道路整備事業 (草津守山線)	補正前	令和8年度	50,000	70,000	50,000	120,000	守山市播磨田町	播磨田工区は、通学生の安全を確保するため、歩道の整備を行うものである。 田畑部と隣接する工事であり、農繁期を回避して工事を進めるため、年度をまたいだ工期設定が必要となることから、債務負担行為により実施したい。(当初) 国内示状況に応じて、さらなる事業推進を図るため、債務負担行為の限度額を増額したい。(変更)
		補正後	令和8年度	80,000	75,000	80,000	155,000		
124	補助道路整備事業 (近江八幡守山線)	補正前	令和8年度	510,000	1,135,000	510,000	1,645,000	近江八幡市上田町 ～若宮町	上田・若宮工区(近江八幡市上田町～若宮町)は、市街地で幅員狭小となっているため、道路の改良整備を行うものである。 事業効果の早期発現や業務の平準化を推進するため、年度をまたいだ工期設定が必要となることから、債務負担行為により実施したい。(当初) 国内示状況に応じて、さらなる事業推進を図るため、債務負担行為の限度額を増額したい。(変更)
		補正後	令和8年度	530,000	1,143,000	530,000	1,673,000	ほか1箇所	
125	補助道路整備事業 (栗見八日市線)	補正前	令和8年度	50,000	3,000	50,000	53,000	東近江市乙女浜町	乙女浜工区は、通学生の安全を確保するため、歩道の整備を行うものである。 田畑部と隣接する工事であり、農繁期を回避して工事を進めるため、年度をまたいだ工期設定が必要となることから、債務負担行為により実施したい。(当初) 国内示状況に応じて、さらなる事業推進を図るため、債務負担行為の限度額を増額したい。(変更)
		補正後	令和8年度	200,000	127,600	200,000	327,600		
131	補助道路整備事業 (幸津川服部線)	補正前	令和8年度	100,000	202,000	100,000	302,000	守山市幸津川町	稲荷大橋工区は、通学生の安全を確保するため、歩道の整備を行うものである。 河川区域内の工事を予定しており、施工が非出水期に制限されるため、年度をまたいだ工期設定が必要となることから、債務負担行為により実施したい。(当初) 国内示状況に応じて、さらなる事業推進を図るため、債務負担行為の限度額を増額したい。(変更)
		補正後	令和8年度	250,000	236,000	250,000	486,000		
134	補助道路整備事業 (小口川守線)	補正前	令和8年度	80,000	14,000	80,000	94,000	竜王町小口	小口工区(竜王町小口)、綾戸工区(竜王町綾戸)は、通学生の安全を確保するため、歩道の整備を行うものである。 小口工区は、河川区域内の工事を予定しており、施工が非出水期に制限されるため、年度をまたいだ工期設定が必要となることから、債務負担行為により実施したい。 綾戸工区は、移設補償後に引き続き工事に着手する必要があるため、年度をまたいだ工期設定が必要となることから、債務負担行為により実施したい。(当初) 国内示状況に応じて、さらなる事業推進を図るため、債務負担行為の限度額を増額したい。(変更)
		補正後	令和8年度	150,000	58,000	150,000	208,000	竜王町綾戸	
137	補助道路整備事業 (神郷彦根線)	補正前	令和8年度	1,050,000	800,000	1,050,000	1,850,000	愛荘町川原～東近江市神郷町	神郷・川原工区は、近接する国道8号の慢性的な渋滞の交通流の分散を目的に、愛知川を渡河する橋梁を含む約2kmの整備を行うものである。 工事を一体的に発注する必要があるため、大規模工事となるため、年度をまたいだ工期設定が必要となることから、債務負担行為により実施したい。(当初) 国内示状況に応じて、さらなる事業推進を図るため、債務負担行為の限度額を増額したい。(変更)
		補正後	令和8年度	1,450,000	900,000	1,450,000	2,350,000		

番号	事 項		期 間	限度額	費用支出年度区分		事業費計 ①+②	施工箇所	理 由
					R7年度 ①	R8年度 以降 ②			
138	補助道路整備事業 (八日市五個荘線)	補正前	令和8年度	70,000	5,000	70,000	75,000	東近江市建部日吉町	建部日吉工区は、通学生の安全を確保するため、歩道の整備を行うものである。 用水に用いるため池と隣接する工事であり、農繁期を回避して工事を進めるため、年度をまたいだ工期設定が必要となることから、債務負担行為により実施したい。(当初) 国内示状況に応じて、さらなる事業推進を図るため、債務負担行為の限度額を増額したい。(変更)
		補正後	令和8年度	200,000	78,000	200,000	278,000		
140	補助道路整備事業 (雨降野今在家八日市線)	補正前	令和8年度から 令和9年度まで	390,000	450,000	390,000	840,000	東近江市中岸本町 ～神田町	中岸本・神田工区は、幅員狭小かつ線形不良な区間があり、円滑な交通を確保するために、バイパスを整備するものである。 河川区域内の工事を予定しており、施工が非出水期に制限されるため、また、事業効果の早期発現や業務の平準化を推進するため、年度をまたいだ工期設定が必要となることから、債務負担行為により実施したい。(当初) 国内示状況に応じて、さらなる事業推進を図るため、債務負担行為の限度額を増額したい。(変更)
		補正後	令和8年度から 令和9年度まで	1,140,000	460,000	1,140,000	1,600,000		
142	補助道路整備事業 (北落豊郷線)	補正前	令和8年度	100,000	131,000	100,000	231,000	豊郷町上枝 ほか1箇所	上枝工区(豊郷町上枝)は、通学生の安全を確保するため、歩道の整備を行うものである。 用地買収後に引き続き工事に着手する必要があるため、年度をまたいだ工期設定が必要となることから、債務負担行為により実施したい。(当初) 国内示状況に応じて、さらなる事業推進を図るため、債務負担行為の限度額を増額したい。(変更)
		補正後	令和8年度	800,000	190,000	800,000	990,000		
144	補助道路整備事業 (東上坂近江線)	補正前	令和8年度	10,000	1,000	10,000	11,000	米原市高溝	高溝工区は、通学生の安全を確保するため、歩道の整備を行うものである。 人家が連担している路線に歩道を設置するものであり、乗入れ箇所等の調整に時日を要するため、年度をまたいだ工期設定が必要となることから、債務負担行為により実施したい。(当初) 国内示状況に応じて、さらなる事業推進を図るため、債務負担行為の限度額を増額したい。(変更)
		補正後	令和8年度	15,000	3,000	15,000	18,000		
148	補助道路整備事業 (井口高月線)	補正前	令和8年度	30,000	3,000	30,000	33,000	長浜市高月町落川	渡岸寺・落川工区は、通学生の安全を確保するため、歩道の整備を行うものである。 田畑部と隣接する工事であり、農繁期を回避して工事を進めるため、年度をまたいだ工期設定が必要となることから、債務負担行為により実施したい。(当初) 国内示状況に応じて、さらなる事業推進を図るため、債務負担行為の限度額を増額したい。(変更)
		補正後	令和8年度	50,000	34,000	50,000	84,000		
149	補助道路整備事業 (杉本余呉線)	補正前	令和8年度から 令和9年度まで	400,000	150,000	400,000	550,000	長浜市木之本町杉本 ～余呉町上丹生	杉本・上丹生工区は、幅員狭小であり、例年初雪後、冬期通行止めを余儀なくされているため、通年通行可能な道路ネットワークを形成するバイパスを整備するものである。 河川区域内の工事を予定しており、施工が非出水期に制限されるため、年度をまたいだ工期設定が必要となることから、債務負担行為により実施したい。(当初) 国内示状況に応じて、さらなる事業推進を図るため、債務負担行為の期間および限度額を変更したい。(変更)
		補正後	令和8年度から 令和10年度まで	800,000	708,900	800,000	1,508,900		

番号	事 項		期 間	限度額	費用支出年度区分		事業費計 ①+②	施工箇所	理 由
					R7年度 ①	R8年度 以降 ②			
151	補助道路整備事業 (大房東横関線)	補正前	令和8年度	20,000	23,000	20,000	43,000	近江八幡市若宮町	若宮工区は、通学生の安全を確保するため、歩道の整備を行うものである。 移設補償後に引き続き工事に着手する必要があるため、年度をまたいだ工期設定が必要となることから、債務負担行為により実施したい。(当初) 国内示状況に応じて、さらなる事業推進を図るため、債務負担行為の限度額を増額したい。(変更)
		補正後	令和8年度	30,000	30,000	30,000	60,000		
152	補助道路整備事業 (五個荘八日市線)	補正前	令和8年度	50,000	180,000	50,000	230,000	東近江市五個荘奥町～建部北町	愛知川左岸工区は、幅員狭小かつ線形不良の区間があるため、現道拡幅および線形改良の整備を行うものである。 河川区域内の工事を予定しており、施工が非出水期に制限されるため、年度をまたいだ工期設定が必要となることから、債務負担行為により実施したい。(当初) 国内示状況に応じて、さらなる事業推進を図るため、債務負担行為の限度額を増額したい。(変更)
		補正後	令和8年度	80,000	190,000	80,000	270,000		
153	補助道路整備事業 (彦根米原線)	補正前	令和8年度から 令和9年度まで	300,000	20,000	300,000	320,000	彦根市松原町	松原町工区は、電線共同溝の整備を行うものである。 事業効果の早期発現や業務の平準化を推進するため、年度をまたいだ工期設定が必要となることから、債務負担行為により実施したい。(当初) 国内示状況に応じて、さらなる事業推進を図るため、債務負担行為の限度額を増額したい。(変更)
		補正後	令和8年度から 令和9年度まで	800,000	36,649	800,000	836,649		
156	補助道路整備事業 (間田長浜線)	補正前	令和8年度	50,000	40,000	50,000	90,000	米原市市場	本市場工区は、通学生の安全を確保するため、歩道の整備を行うものである。 田畑部と隣接する工事であり、農繁期を回避して工事を進めるため、年度をまたいだ工期設定が必要となることから、債務負担行為により実施したい。(当初) 国内示状況に応じて、さらなる事業推進を図るため、債務負担行為の限度額を増額したい。(変更)
		補正後	令和8年度	90,000	45,000	90,000	135,000		
160	補助道路整備事業 (長浜近江線)	補正前	令和8年度	50,000	3,000	50,000	53,000	米原市宇賀野	宇賀野工区は、通学生の安全を確保するため、歩道の整備を行うものである。 田畑部と隣接する工事であり、農繁期を回避して工事を進めるため、年度をまたいだ工期設定が必要となることから、債務負担行為により実施したい。(当初) 国内示状況に応じて、さらなる事業推進を図るため、債務負担行為の限度額を増額したい。(変更)
		補正後	令和8年度	75,000	19,000	75,000	94,000		
162	補助道路整備事業 (近江八幡大津線)	補正前	令和8年度	600,000	425,000	600,000	1,025,000	野洲市吉川	ビワイチ工区(野洲市吉川、近江八幡市野村町、草津市矢橋町)は、「ビワイチ」のナショナルサイクルルート指定に伴い、国の制度基準に合致したコースとなるよう自転車通行空間の整備を行うものである。 サイクリストの通行が少ない冬季からの工事着工となるため、年度をまたいだ工期設定が必要となることから、債務負担行為により実施したい。(当初) 国内示状況に応じて、さらなる事業推進を図るため、債務負担行為の限度額を増額したい。(変更)
		補正後	令和8年度	850,000	430,000	850,000	1,280,000	近江八幡市野村町 草津市矢橋町 ほか1箇所	

番号	事 項		期 間	限度額	費用支出年度区分		事業費計 ①+②	施工箇所	理 由
					R7年度 ①	R8年度 以降 ②			
163	補助道路整備事業 (麻生古屋梅ノ木線)	補正前	令和8年度	120,000	220,000	120,000	340,000	高島市朽木地子原	地子原工区（高島市朽木地子原）、雲洞谷工区（高島市朽木雲洞谷）は、中山間地域において唯一の道路となっているが、幅員狭小かつ線形不良の区間があり、一般車両の離合が困難であることから、道路の整備を行うものである。 近接する発注済工事の進度にあわせての工事着手となり、適正工期を確保するためには、年度をまたいだ工期設定が必要となることから、債務負担行為により実施したい。（当初） 国内示状況に応じて、地子原工区について、さらなる事業推進を図るため、債務負担行為の限度額を増額したい。（変更）
		補正後	令和8年度	170,000	232,303	170,000	402,303	ほか1箇所	
165	補助道路修繕事業 (国道303号)	補正前	令和8年度	225,000	279,000	225,000	504,000	長浜市木之本町金居原	金居原トンネル工区（長浜市木之本町金居原）は、トンネル照明のLED化を行うものである。 工事の際に交通規制を伴うことから、一連の区間を一体的に施工する必要があり、適正工期を確保するためには、年度をまたいだ工期設定が必要となることから、債務負担行為により実施したい。 ナバ谷橋工区、須亦橋工区、コゲツラ谷橋工区、土倉橋工区（長浜市木之本町金居原）、無名橋303-8工区（長浜市西浅井町岩熊）、は橋梁の修繕を行うものである。 ナバ谷橋工区、須亦橋工区は、河川区域内の工事を予定しており、施工が非出水期に制限されるため、年度をまたいだ工期設定が必要となることから、債務負担行為により実施したい。 コゲツラ谷橋工区、土倉橋工区、無名橋303-8工区は、冬の降雪期間の施工が困難であるため、年度をまたいだ工期設定が必要となることから、債務負担行為により実施したい。（当初） 国内示状況に応じて、金居原トンネル工区、ナバ谷橋工区、須亦橋工区について、さらなる事業推進を図るため、債務負担行為の限度額を増額したい。（変更）
		補正後	令和8年度	325,000	280,000	325,000	605,000	ほか2箇所	
167	補助道路修繕事業 (国道307号)	補正前	令和8年度	440,000	405,000	440,000	845,000	甲賀市水口町牛飼他	杣川新橋工区（甲賀市水口町牛飼他）は、橋梁の修繕および耐震化を行うものである。 河川区域内の工事を予定しており、施工が非出水期に制限されるため、年度をまたいだ工期設定が必要となることから、債務負担行為により実施したい。（当初） 国内示状況に応じて、さらなる事業推進を図るため、債務負担行為の限度額を増額したい。（変更）
		補正後	令和8年度	540,000	406,000	540,000	946,000	ほか3箇所	
168	補助道路修繕事業 (国道365号)	補正前	令和8年度	400,000	453,000	400,000	853,000	長浜市野村町	野村橋工区（長浜市野村町）は、橋梁の修繕および耐震化を行うものである。 また、草野川橋工区（長浜市内保町）は、橋梁の修繕を行うものである。 河川区域内の工事を予定しており、施工が非出水期に制限されるため、年度をまたいだ工期設定が必要となることから、債務負担行為により実施したい。（当初） 国内示状況に応じて、さらなる事業推進を図るため、債務負担行為の限度額を増額したい。（変更）
		補正後	令和8年度	450,000	460,000	450,000	910,000	長浜市内保町 ほか5箇所	

番号	事 項		期 間	限度額	費用支出年度区分		事業費計 ①+②	施工箇所	理 由
					R7年度 ①	R8年度 以降 ②			
169	補助道路修繕事業 (国道367号)	補正前	令和8年度	170,000	170,000	170,000	340,000	高島市今津町棕川 他 ほか2箇所	保坂工区（高島市今津町棕川他）は、舗装の修繕を行うものである。 冬期の降雪・凍結期間において舗装が著しく劣化するおそれがあり、冬期降雪時期までに完了するためには、年度をまたいだ工期設定が必要となることから、債務負担行為により実施したい。（当初） 国内示状況に応じて、さらなる事業推進を図るため、債務負担行為の限度額を増額したい。（変更）
		補正後	令和8年度	200,000	180,000	200,000	380,000		
171	補助道路修繕事業 (国道477号)	補正前	令和8年度	420,000	300,000	420,000	720,000	甲賀市土山町大河 原 野洲市野田 ほか2箇所	伊香立途中工区（大津市伊香立途中町）、武平工区（甲賀市土山町大河原）は、災害防除を行うものである。 落石、崩壊の恐れがないよう対策箇所の法面対策工事を行うためには、一連の法面を一体的に施工する必要があり、適正工期を確保するためには、年度をまたいだ工期設定が必要となることから、債務負担行為により実施したい。 山葵谷橋工区、神湊橋工区、清山橋工区（甲賀市土山町大河原）は、橋梁の修繕を行うものである。 河川区域内の工事を予定しており、施工が非出水期に制限されるため、年度をまたいだ工期設定が必要となることから、債務負担行為により実施したい。（当初） 国内示状況に応じて、武平工区、山葵谷橋工区、神湊橋工区、清山橋工区について、さらなる事業推進を図るため、債務負担行為の限度額を増額したい。（変更） 野田橋工区は、橋梁の耐震化を行うものである。 河川区域内の工事を予定しており、施工が非出水期に制限されるため、年度をまたいだ工期設定が必要となる。 国内示状況に応じて、さらなる事業推進を図るため、債務負担行為により実施したい。（追加）
		補正後	令和8年度	700,000	360,000	700,000	1,060,000		
174	補助道路修繕事業 (大河原北土山線)	補正前	令和8年度	100,000	40,000	100,000	140,000	甲賀市土山町青土	青瀬橋工区は、橋梁の修繕を行うものである。 河川区域内の工事を予定しており、施工が非出水期に制限されるため、年度をまたいだ工期設定が必要となることから、債務負担行為により実施したい。（当初） 国内示状況に応じて、さらなる事業推進を図るため、債務負担行為の限度額を増額したい。（変更）
		補正後	令和8年度	120,000	45,000	120,000	165,000		
176	補助道路修繕事業 (小浜朽木高島線)	補正前	令和8年度	330,000	100,000	330,000	430,000	高島市朽木荒川 ほか1箇所	荒川橋工区、無名橋（2）工区（高島市朽木荒川）は、橋梁の修繕を行うものである。 河川区域内の工事を予定しており、施工が非出水期に制限されるため、年度をまたいだ工期設定が必要となることから、債務負担行為により実施したい。（当初） 国内示状況に応じて、さらなる事業推進を図るため、債務負担行為の限度額を増額したい。（変更）
		補正後	令和8年度	530,000	110,000	530,000	640,000		
177	補助道路修繕事業 (甲賀土山線)	補正前	令和8年度	20,000	10,000	20,000	30,000	甲賀市甲賀町岩室	岩室橋工区は、橋梁の修繕を行うものである。 河川区域内の工事を予定しており、施工が非出水期に制限されるため、年度をまたいだ工期設定が必要となることから、債務負担行為により実施したい。（当初） 国内示状況に応じて、さらなる事業推進を図るため、債務負担行為の限度額を増額したい。（変更）
		補正後	令和8年度	40,000	11,000	40,000	51,000		

番号	事 項		期 間	限度額	費用支出年度区分		事業費計 ①+②	施工箇所	理 由
					R7年度 ①	R8年度 以降 ②			
178	補助道路修繕事業 (彦根近江八幡線)	補正前	令和8年度	360,000	420,000	360,000	780,000	東近江市栗見出在家町	愛知川橋工区(東近江市栗見出在家町)は、橋梁の修繕および耐震化を行うものである。 河川区域内の工事を予定しており、施工が非出水期に制限されるため、年度をまたいだ工期設定が必要となることから、債務負担行為により実施したい。(当初) 国内示状況に応じて、さらなる事業推進を図るため、債務負担行為の限度額を増額したい。(変更) 犬上川橋工区(彦根市八坂町)は、橋梁の耐震化を行うものである。 河川区域内の工事を予定しており、施工が非出水期に制限されるため、年度をまたいだ工期設定が必要となる。 国内示状況に応じて、さらなる事業推進を図るため、債務負担行為により実施したい。(追加)
		補正後	令和8年度	590,000	680,000	590,000	1,270,000	彦根市八坂町 ほか2箇所	
179	補助道路修繕事業 (大津守山近江八幡線)	補正前	令和8年度	430,000	185,000	430,000	615,000	草津市志那中町	志那中歩道橋工区(草津市志那中町)は、横断歩道橋の修繕を行うものである。 通学路での工事を予定しており、施工が小学校の休月中に制限されることから、年度をまたいだ工期設定が必要となる。 国内示状況に応じて、さらなる事業推進を図るため、債務負担行為により実施したい。(追加)
		補正後	令和8年度	510,000	235,000	510,000	745,000	ほか2箇所	
181	補助道路修繕事業 (西浅井余呉線)	補正前	令和8年度	40,000	36,000	40,000	76,000	長浜市余呉町下余呉	羽衣橋工区、余呉橋側道橋工区は、橋梁の修繕を行うものである。 河川区域内の工事を予定しており、施工が非出水期に制限されるため、年度をまたいだ工期設定が必要となることから、債務負担行為により実施したい。(当初) 国内示状況に応じて、さらなる事業推進を図るため、債務負担行為の限度額を増額したい。(変更)
		補正後	令和8年度	55,000	37,000	55,000	92,000		
188	補助道路修繕事業 (水口甲南線)	補正前	令和8年度	20,000	5,000	20,000	25,000	甲賀市水口町水口	水口橋側道橋工区は、橋梁の修繕を行うものである。 河川区域内の工事を予定しており、施工が非出水期に制限されるため、年度をまたいだ工期設定が必要となることから、債務負担行為により実施したい。(当初) 国内示状況に応じて、さらなる事業推進を図るため、債務負担行為の限度額を増額したい。(変更)
		補正後	令和8年度	30,000	6,000	30,000	36,000		
189	補助道路修繕事業 (信楽上野線)	補正前	令和8年度	20,000	40,000	20,000	60,000	甲賀市信楽町多羅尾	多羅尾工区は、災害防除を行うものである。 落石、崩壊の恐れがないよう対策箇所の法面対策工事を行うためには、一連の法面を一体的に施工する必要があり、適正工期を確保するためには、年度をまたいだ工期設定が必要となることから、債務負担行為により実施したい。(当初) 国内示状況に応じて、さらなる事業推進を図るため、債務負担行為の限度額を増額したい。(変更)
		補正後	令和8年度	50,000	45,000	50,000	95,000		
194	補助道路修繕事業 (相谷原仙線)	補正前	令和8年度	100,000	140,000	100,000	240,000	東近江市山上町	紅葉橋工区は、橋梁の修繕を行うものである。 河川区域内の工事を予定しており、施工が非出水期に制限されるため、年度をまたいだ工期設定が必要となることから、債務負担行為により実施したい。(当初) 国内示状況に応じて、さらなる事業推進を図るため、債務負担行為の限度額を増額したい。(変更)
		補正後	令和8年度	150,000	142,000	150,000	292,000		

番号	事 項		期 間	限度額	費用支出年度区分		事業費計 ①+②	施工箇所	理 由
					R7年度 ①	R8年度 以降 ②			
199	補助道路修繕事業 (大鹿寺倉線)	補正前	令和8年度	50,000	50,000	50,000	100,000	米原市能登瀬他	息長橋工区は、橋梁の修繕を行うものである。 河川区域内の工事を予定しており、施工が非出水期に制限されるため、年度をまたいだ工期設定が必要となることから、債務負担行為により実施したい。(当初) 国内示状況に応じて、さらなる事業推進を図るため、債務負担行為の限度額を増額したい。(変更)
		補正後	令和8年度	100,000	60,000	100,000	160,000		
201	補助道路修繕事業 (川道唐国線)	補正前	令和8年度	50,000	50,000	50,000	100,000	長浜市川道町他	野寺橋工区は、橋梁の修繕を行うものである。 河川区域内の工事を予定しており、施工が非出水期に制限されるため、年度をまたいだ工期設定が必要となることから、債務負担行為により実施したい。(当初) 国内示状況に応じて、さらなる事業推進を図るため、債務負担行為の限度額を増額したい。(変更)
		補正後	令和8年度	150,000	60,000	150,000	210,000		
206	補助道路修繕事業 (川合千田線)	補正前	令和8年度	100,000	180,000	100,000	280,000	長浜市木之本町石道他	井明神橋工区は、橋梁の耐震化を行うものである。 河川区域内の工事を予定しており、施工が非出水期に制限されるため、年度をまたいだ工期設定が必要となることから、債務負担行為により実施したい。(当初) 国内示状況に応じて、さらなる事業推進を図るため、債務負担行為の限度額を増額したい。(変更)
		補正後	令和8年度	400,000	200,000	400,000	600,000		
207	補助道路修繕事業 (中河内木之本線)	補正前	令和8年度	98,000	142,000	98,000	240,000	長浜市余呉町中河内	角鹿橋工区(長浜市余呉町中河内)、中川原橋工区(長浜市余呉町菅並)、大箕橋工区(長浜市木之本町大見)は、橋梁の修繕を行うものである。 角鹿橋工区、中川原橋工区は、河川区域内の工事を予定しており、施工が非出水期に制限されるため、年度をまたいだ工期設定が必要となることから、債務負担行為により実施したい。(当初) 国内示状況に応じて、角鹿橋工区、中川原橋工区について、さらなる事業推進を図るため、債務負担行為の限度額を増額したい。(変更)
		補正後	令和8年度	143,000	145,000	143,000	288,000	長浜市余呉町菅並 ほか3箇所	
208	補助道路修繕事業 (北船木勝野線)	補正前	令和8年度	150,000	160,000	150,000	310,000	高島市安曇川町南船木	船木大橋工区(高島市安曇川町南船木)は、橋梁の修繕を行うものである。 河川区域内の工事を予定しており、施工が非出水期に制限されるため、年度をまたいだ工期設定が必要となることから、債務負担行為により実施したい。(当初) 国内示状況に応じて、さらなる事業推進を図るため、債務負担行為の限度額を増額したい。(変更)
		補正後	令和8年度	250,000	180,000	250,000	430,000	ほか1箇所	
212	補助道路修繕事業 (伊部近江線)	補正前	令和8年度	60,000	60,000	60,000	120,000	長浜市国友町	国友橋工区は、橋梁の修繕を行うものである。 河川区域内の工事を予定しており、施工が非出水期に制限されるため、年度をまたいだ工期設定が必要となることから、債務負担行為により実施したい。(当初) 国内示状況に応じて、さらなる事業推進を図るため、債務負担行為の限度額を増額したい。(変更)
		補正後	令和8年度	100,000	70,000	100,000	170,000		
213	補助道路修繕事業 (葛籠尾崎塩津線)	補正前	令和8年度	100,000	190,000	100,000	290,000	長浜市西浅井町月出	月出工区は、災害防除を行うものである。 落石、崩壊の恐れがないよう対策箇所の法面対策工事を行うためには、一連の法面を一体的に施工する必要がある、適正工期を確保するためには、年度をまたいだ工期設定が必要となることから、債務負担行為により実施したい。(当初) 国内示状況に応じて、さらなる事業推進を図るため、債務負担行為の限度額を増額したい。(変更)
		補正後	令和8年度	200,000	200,000	200,000	400,000		

番号	事 項		期 間	限度額	費用支出年度区分		事業費計 ①+②	施工箇所	理 由
					R7年度 ①	R8年度 以降 ②			
214	補助道路修繕事業 （葛籠尾崎大浦線）	補正前	令和8年度	300,000	626,000	300,000	926,000	長浜市西浅井町菅浦	菅浦工区は、災害防除を行うものである。 落石、崩壊の恐れがないよう対策箇所の法面对策工事を行うためには、一連の法面を一体的に施工する必要があり、適正工期を確保するためには、年度をまたいだ工期設定が必要となることから、債務負担行為により実施したい。（当初） 国内示状況に応じて、さらなる事業推進を図るため、債務負担行為の限度額を増額したい。（変更）
		補正後	令和8年度	400,000	630,000	400,000	1,030,000		
215	補助道路修繕事業 （白谷野口線）	補正前	令和8年度	150,000	50,000	150,000	200,000	高島市マキノ町在原	在原工区は、災害防除を行うものである。 落石、崩壊の恐れがないよう対策箇所の法面对策工事を行うためには、一連の法面を一体的に施工する必要があり、適正工期を確保するためには、年度をまたいだ工期設定が必要となることから、債務負担行為により実施したい。（当初） 国内示状況に応じて、さらなる事業推進を図るため、債務負担行為の限度額を増額したい。（変更）
		補正後	令和8年度	200,000	55,000	200,000	255,000		
216	補助道路修繕事業 （西浅井マキノ線）	補正前	令和8年度	170,000	30,000	170,000	200,000	高島市マキノ町海津	海津工区は、災害防除を行うものである。 落石、崩壊の恐れがないよう対策箇所の法面对策工事を行うためには、一連の法面を一体的に施工する必要があり、適正工期を確保するためには、年度をまたいだ工期設定が必要となることから、債務負担行為により実施したい。（当初） 国内示状況に応じて、さらなる事業推進を図るため、債務負担行為の限度額を増額したい。（変更）
		補正後	令和8年度	200,000	40,000	200,000	240,000		
226	補助雪寒対策事業 （高島大津線）	補正前	令和8年度	70,000	10,000	70,000	80,000	高島市新旭町饗庭	饗庭工区は、消雪施設の更新を行うものである。 冬期降雪時期までに施設を更新するためには、年度をまたいだ工期設定が必要となることから、債務負担行為により実施したい。（当初） 国内示状況に応じて、さらなる事業推進を図るため、債務負担行為の期間および限度額を変更したい。（変更）
		補正後	令和8年度から 令和9年度まで	170,000	15,000	170,000	185,000		
378	補助通常砂防事業 （際川支流3）	補正前	令和8年度	20,000	5,000	20,000	25,000	大津市南滋賀町	本工事は、急峻な地形での砂防堰堤工を実施する工事であり、適正工期を確保するためには、年度をまたいだ工期設定が必要となることから、債務負担行為により実施したい。（当初） 国内示状況に応じて、さらなる事業推進を図るため、債務負担行為の限度額を変更したい。（変更）
		補正後	令和8年度	25,000	5,000	25,000	30,000		
計		補正前		11,208,000	10,852,000	11,208,000	22,060,000		
		補正後		18,018,000	12,831,164	18,018,000	30,849,164		